

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向け

伴走支援型特別保証制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が、金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定し、金融機関が中小企業者に継続的な**伴走支援**を行う保証制度です。

制度概要

申込人 資格要件	次の(1)から(3)のいずれかの認定を受け、かつ 経営行動に係る計画を策定 した中小企業者。 (1) 中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)<<セーフティネット4号>> (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定(売上高等減少率が15%以上のものに限る。)<<セーフティネット5号>> (3) 保険法第2条第6項の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)<<危機関連>>
保証限度額	4,000万円(部分保証の場合の借入限度額は5,000万円)
対象資金	経営の安定に資する資金(運転資金・設備資金)
保証期間	10年以内(据置期間 5年以内 を含む。)但し一括返済の場合は1年以内
貸付利率	金融機関所定利率
保証人	原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要。 経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者を連帯保証人に徴求しない。 【経営者保証免除対応】 次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することができる。 ①直近の決算が資産超過であること。 ②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。
保証料率	0.85%(経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%)
保証料補助	0.65%相当の額(経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%)を国が補助 実際のお客様負担は 0.2% 相当の額
担保	必要に応じて徴求することとする
添付資料	①認定書(所轄市町村長の認定文言及び記名押印のあるもの。) ② 経営行動計画書 (詳細については裏面をご覧ください。) ③経営者保証免除対応確認書(経営者保証免除対応を適用する場合に限る)
取扱期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日当協会保証申込受付分

経営行動計画書の取扱いについて

要件	<ul style="list-style-type: none">・以下の内容を満たすもの又は含むものとする。<ul style="list-style-type: none">①計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。②申込人の経営に係る現況・課題(原則として※、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。)と課題を克服するための取組事項。 ※創業者、法人成りなど、確定した決算がない場合は、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務分析は不要。
有効期間	<ul style="list-style-type: none">・有効期間はないが、策定日から概ね3ヶ月以内の保証申込み受付を目安とする。
申込時の添付	<ul style="list-style-type: none">・写しで差し支えない。・申込の都度、添付を要する。ただし、同一金融機関で同時に複数の保証申込みを行う場合は1枚で足りる。
情報提供の同意 押印	<ul style="list-style-type: none">・フォローアップの報告を経済産業省(経済産業局)に提供することから、申込人から情報提供の同意※が必要となる。 ※同意文言、提供する情報及び利用目的を、経営行動計画書に記載。・申込金融機関による確認状況欄への記載により、押印を不要とする※。 ※金融機関において、報告内容が保証協会及び(保証協会を経由して)経済産業省(経済産業局)に提供されることについて申込人に十分に説明する必要がある。確認状況欄において、本計画が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について金融機関が確認していることをもって、押印を不要とする。
策定済計画の代用	<ul style="list-style-type: none">・経営行動計画書に記載すべき項目を含んでいる計画であれば代用しても差し支えない。・なお、必ずしも全項目を含んでいる必要はないが、含んでいる項目は経営行動計画書「4. 具体的なアクションプラン」の下段のチェック欄において、該当項目にチェックし、含んでいない項目は経営行動計画書に記載して提出することを要する。・ただし、全項目を含んでいる策定済の計画書である場合であっても、経営行動計画書は情報提供に関する同意文言を含んでいることから、策定済の計画書とあわせて経営行動計画書を保証協会に提出する必要がある。・申込金融機関を含めて複数の金融機関の支援を受け、又は申込金融機関の支援は受けずに当該計画書が策定されたことも考えられるが、当該計画で代用する場合は、経営行動計画書の金融機関名は、申込金融機関とする。・既に策定した計画を修正したものでも差し支えないが、計画を修正した日の属する事業年度から所定の計画期間分(3事業年度～5事業年度)の計画であることが必要となる。
計画期間の確認	<ul style="list-style-type: none">・経営行動計画書「4. 具体的なアクションプラン」の「目標値」の記載で、計画1年目～計画3年目までの数値が記載されていれば「計画期間3年」、計画1年目～計画5年目までの数値が記載されれば「計画期間5年」と判断する。・目標値の欄の記載により、必要な計画期間を満たす計画であるものとする。

